

## 会議録

附属機関等の名称	宮代町国民健康保険運営協議会		
会議の名称	令和2年第4回宮代町国民健康保険運営協議会		
開催日時	令和2年10月19日(月)13時30分		
開催場所	宮代町社会福祉協議会2F会議室		
出席委員の氏名	茂田雅良委員、中島敏郎委員、関根幸喜子委員、石井英利委員、福澤利明委員、新井 智委員、井浦 剛委員、稻山貞幸委員、鷺谷由記夫委員、渋木秀雄委員、小菅 忠委員 合計11名(定員12名)		
出席職員の職・氏名	高橋課長、草野副課長、斎藤主査		
会議の公開・非公開	公開		
傍聴の可否	可		
会議資料の名称	資料1 令和3年度国民健康保険税の見直しについて 資料2 宮代町国民健康保険税の税率等の見直しについて(答申)		
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録 <input type="checkbox"/> 録音テープ		
審議の内容 (発言者・発言内容・決定事項等)	1. 開会 2. 会長あいさつ 3. 議題 (1) 審議事項 ①令和3年度国民健康保険税の見直しについて 《事務局より資料1に基づいて説明》		
	<b>【意見、質疑等】</b> A委員⇒令和2年度の保険給付費は推計の数字だと思うが、マスコミで病院等が倒産したり、患者が病院へ行かないと言われている中で、前回の推計から8,000万円の落ち込み程度で大丈夫なのか?去年と2年度のレセプトの件数を比較すればわかると思うが?  事務局⇒推計の数値は、昨年度の1月あたりの保険給付費と令和2年度の上半期を比較した場合に令和2年度の方が1月あたり約1,000~1,500万円落ち込んでいるのを見込んで24.3億円と試算している。病院の経営などの個別事情は考慮していない。  A委員⇒マスコミでは、患者が少なく病院が危機状態にあると言っている。ここに医師の委員さんもいますが、診察をしていて、患者が少ないことを肌で感じているんではないかと思うが?これだけマスコミで医療危機だと騒いでいるので、医療費が使われていないのではないかと思う。お医者さんの意見も聞きたいと思う。		

B委員⇒先ほど事務局から説明があったが、上半期は国保の給付も落ち込んだという話だが、宮代医療センター六花の収益も落ちている。ただし、国保と社会保険がどれくらいの割合で減っているのかわからない。

A委員⇒国保と社会保険の割合がわかるのはレセプトの件数だと思う。

C委員⇒事務局で1,000万円落ち込んでいるとい説明があったので、事務局の推計で判断していくしかないと思う。

A委員⇒レセプトの件数の方が傾向が解ると思う。1,000万円くらいで病院が倒産するのか？

D委員⇒1,000万円落ちたら倒産することもある。

C委員⇒でも、事務局のデータで判断していけば良いと思う。

E委員⇒レセプト件数が、宮代に報告が入ってくるのは3か月後か？

事務局⇒そのとおり。

E委員⇒現在は4、5月の実績がようやく町に入ってきたばかりである。病院から診療報酬支払基金にいって精査され、審査に通れば町に報告されるので大変時間がかかる。

前回、精度の高い数字は出せないと事務局が言っていた。

その結果の推計なので、我々はこの数字で判断するしかないと思う。一応、事務局の推計で判断するのでご理解いただきたいと思う。

A委員⇒私は数字が正しいとか間違っていると言っているわけではない。今、医療危機の状態なので去年と比べてもう少し医療費が落ち込んでいるのではないかと思っている。

E委員⇒事務局に確認で医療費の落ち込みも見込んで推計しているのか？

事務局⇒そのとおり。レセプトの話があったが、毎月約1万件ある。

今年の5月が8,906件、去年より1,100件ほど少なく、6月も9,039件で1,000件ほど少ない。

A委員⇒去年はどうだったのか？

事務局⇒毎月1万件を超えてる。

A委員⇒毎月約1,000件下がっているということか？

事務局⇒そのとおり。

E委員⇒いずれにしても事務局の推計の数字で判断したいと思う。

他の質問だが、赤字解消の割合を4分の3以上必要になるという話だが、2年おきに4分の3以上にしないといけないのか？

それとも1回だけ4分の3で2回目以降は2分の1でも良いのか？

事務局⇒2年おきに毎回4分の3以上ある。

E委員⇒4分の3以上は、ほとんど赤字を解消することになる。

E委員⇒この辺で決めたいと思うが、前回、1年延長するという大筋の方向性を決めた時に、次回の会議で余りにも推計値が違う場合は最初から議論をやり直すと言った。しかし、大きな変更ではなく以前みたいに1億、2億円の赤字解消ではないため、赤字解消の2分の1ルールの見直し要望を答申の附帯意見に入れて答申案を了承してよいか？

A委員⇒その前に、私から意見を言いたいので資料を見てほしい。

今回、国民健康保険法を読んでみた。そこに被保険者の定義が書かれていて、定義は何かというと、社会保険加入者、国家公務員の政管加入者、医者などの健保組合の加入者、生活保護者以外の者と書かれている。それが国保加入者である。

普通、法律で人を特定する場合に何々以外という法律はないと思う。きちんと定義するはずだが、国保の場合は、被保険者の定義が曖昧になっている。これは1,950年代にできた法律である。1,950年代といえば、農業をやっている方の収入が多くかった時代だが、現在は農業だけで生計を立てることは難しい。また、前回の資料にあった所得300万円は、社会人なら1年か2年目の社会人が支給される所得だと思う。

所得が300万円以下の被保険者が宮代の国保では、8割以上となる。すごく不思議な世界だと思う。

社会人なら、新入社員がもらう額と変わらない額をもらう被保険者が8割以上を占めてる。

一方で日本の人口は何年も前から減ると言われてきたが、今まで手を付けてこなかった。国保も今の状態になることが判っていながら全然対応してこなかった。ただ、国保のM&Aはお金だ

けを調整して運営してきた。一般的にM&Aは企業の吸収合併のことだが国保のM&Aは財源の豊かな市や財源の貧しい町であっても同じ組織にする。対等合併をしようとする。

土台が不安定な状態で財政だけを調整して制度を運用しようとしている。年金は、厚生年金と共済年金を5～6年前に一本化した。一本化することでリスクを回避し、いろいろ運用してきた。結果として積立金が約160兆円ある。国の予算よりも多く、それが年金として成り立っている状態である。

一方であおり運転は、今年に法制化された。あおり運転が、何故、法制化されたのか国民が悪政や時流に合わないルールに大きな声を上げることによって、法律を変えたということ。

今の政権でデジタル庁を新たに設置したが、既存の価値観、枠組み、間違ったルールなど現状に合わない部分を根底から覆して革新的なイノベーションを起こす取組みを他ではやっている。

今回、国保だけが財政だけを調整してどうにかしようというのではなくて、他にも色々方法があるんじゃないかと思う。

お金もある程度、見直してもいいが、運営体制や法律など現状に合わないのなら一緒にやっていくべきだと思う。お金だけが先走って運営体制が置き去りになっているのではないかと思ひ今回提案した。

C委員⇒結論は何ですが。

A委員⇒運営体制の改革も財政と併せてやるべきである。

F委員⇒運営体制の改革は、国保運営協議会で議論しても仕方ないこと。私たちは決められた範囲の中で、どういう風にやっていくのが一番いいのか話し合う立場だと思う。

E委員⇒A委員の提案はご意見として伺う。A委員の言っていたやるべきことというのは、具体的にあるのか。

A委員⇒前回、被保険者の所得別の表があったが所得100万円以下の人を国保の被保険者として加入させることが本当に良いのかと思う。

C委員⇒議論を戻したい。2分の1ルールは前回の改正時に決めた。

コロナの問題は、日本全国の問題で、埼玉県の多くの市町村がありあえず、令和9年度1年延期にするとと思う。何故なら令和9年度の統一の目標は、先延ばしするという前提で結論を出していると思うので、1年延期して2分の1ルールで解消していく場合の推計を出してほしい。

町として、令和9年度から1年又は2年延期するという方針を出してほしいと思う。

E委員⇒これまでの議論を整理したいのだが、1年延期するのは良しとして、単純に延期するのではなく、令和9年度の統一化の課題もあるので、附帯意見をつけて国保運営協議会として提出したいと思う。あくまで町から令和3年度の税率の見直しについての諮問を受けたので、そのことについての答申を提出したい。もしそれ以外のことでの課題があれば、附帯意見として提出する必要があると思う。

C委員⇒私は1案で、令和8、9年がきつくなるが、周りもきついので統一化の延期になると思う。

E委員⇒それは、1年延期でよいということか。

C委員⇒1年延期でよいと思う。

E委員⇒1年延期すると、令和8年度の見直しがきつくなるという話になると思うが2分の1ルールを変えた方がよいと思うか？

そうすると、次の議題の附帯意見に係わるが、何か具体的な取組みを書く必要がある。また、A委員の言われた国保の抜本的な見直しを要望するのも必要だと思う。このことを政府にどう要望するか？

事務局⇒今まで、国保制度について国や県に何も要望してこなかったわけではない。毎年、財政支援の強化や子どもの均等割の減免制度を国で実施してもらいたいなどの要望を提出している。

C委員⇒フリーターなどこのままだと組織に入らない人が増えてくる。こうした人たちを救っていくというのは、大きな社会問題になると思う。

E委員⇒最終的に国保で救済していくことになる。

E委員⇒そろそろ纏めたいと思うが、今回の見直しは1年延期する。ただし、2分の1ルールは見直しするという意見を入れるということでおろしいか？

### 【審議結果】

E委員の意見に賛成多数

②宮代町国民健康保険税の税率等の見直し（答申素案）について

## 《事務局より資料2に基づいて説明》

### 【意見、質疑等】

E委員⇒論点を整理するが、答申素案のこの文章が長すぎるとかこの表現が難しいからやさしい表現に変えたいなどそうした意見を出していただきたいと思う。それから3番の附帯意見は、これを載せてほしいとかこれは載せなくてもよいという意見をお願いする。

E委員⇒3番の附帯意見の(4)にマイナンバーカードや国のデジタル化により・・・とあるが、これはいらないような気がする。  
別に被保険者の利便性の向上を図るといった一文があるので、そこに含まれると思う。

E委員⇒国保の制度を強化するような言葉を入れるとしたら、何か考えられるか？

事務局⇒被保険者の状況は変わらないので、公費の増額を要望することが考えられる。

E委員⇒国保だけではなく、町全体の健康づくりの取り組みを要望するのはいかがか？

事務局⇒全国知事会では、医療制度を一本化する要望が出ている。

E委員⇒一年延期することを、広く丁寧に町民の皆さんに説明することを入れてほしいと思う。

C委員⇒統一化する時に赤字の市町村があった場合、どうなるか決まっているのか？

事務局⇒運営方針案では、県内統一の目標を明記するに留まっている。  
具体的には決まっていない。

A委員⇒保険税の区分で所得割と均等割があるが、所得割一本にすることはできないのか？均等割は固定化して、所得の低い方は影響があると思うが？

事務局⇒所得割1本にすることは可能である。しかしながら、税金を払うのが所得のある方になるので、対象者は負担が大変重くなる。  
所得の少ない市町村は、均等割を設けないと予算が組めないぐ

	<p>らいの違いである。</p> <p>A委員⇒それは、所得のない方が加入するような、今のやり方でやろうとするからだと思う。</p> <p>A委員⇒所得の少ない方を集めた保険制度を作ることはできないか？</p> <p>事務局⇒今の制度ではできない。</p> <p>E委員⇒日程の話をするが、これまでの意見をもとに答申をまとめて委員の皆さんに一度、見て頂いて最終的にまとめて町に提出するということで間に合うか？</p> <p>事務局⇒間に合う。</p> <p>E委員⇒それでは、この場でまとめすることが難しいので、一度修正した案を皆さんに見てもらい、最終的に修正したものを私が確認して町に提出するということでおよろしいか？</p> <p>G委員⇒1点だけ、附帯意見の(3)の国や県の公費を研究し・・・というのは今までやってきたと思うが、何か具体的にあるのか？</p> <p>事務局⇒国や県の制度がいくつかある。それぞれ制度の基準があるので、その基準に合うように取り組んできたが、もう少し見直して、国や県の基準に合うようにすれば、今まで以上に公費を獲得できる場合もある。</p> <p>E委員⇒それでは、本日出された意見を事務局でまとめて答申案を修正して、委員の皆さんに再度意見を頂き、最後、私と事務局で相談して町に提出したいと思う。委員の皆さんには、最終的に会長に一任することでおよろしいか？</p> <p><b>【審議結果】</b> 賛成多数</p> <p>以上で審議終了</p>
その他必要事項	会議録を読む場合に、事前に資料1、2、3を読む必要がある。